

綾瀬市地域密着型サービス等整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「医療介護総合確保促進法に基づく綾瀬市計画」(以下「市計画」という。)に定める事業のうち、介護施設等の整備に関し、事業に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、地域医療介護総合確保基金管理運営要領(平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知、老発0912第1号厚生労働省老健局長通知及び保発0912第2号厚生労働省保険局長通知)及び綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金の対象とする事業(以下「補助事業」という。)は、介護施設等を整備するための事業のうち、市計画に基づき行う地域密着型サービス等整備事業とする。

2 補助金の対象となる者は、社会福祉法人、医療法人、株式会社その他補助事業を行う事業者又はこれらの者に有償で土地を貸し付ける当該土地の所有者とする。

3 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業のうち地域包括支援センターの整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の100分の2.6に相当する額を上限とする。)とする。ただし、別の負担金、補助金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

(補助額の算出方法)

第3条 補助金の額は、補助を受けようとする施設ごとに、補助対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれか低い額(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とする。ただし、補助金の額の上限は、141万円とする。

(申請書の提出期日等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、綾瀬市地域密着型サービス等整備費補助金交付申請書（第1号様式（その1））に役員等氏名一覧表（第1号様式（その2））、所要額調書（第2号様式）、事業計画書（第3号様式）及び市長が必要と認める書類を添えて、市長が別に定める期日までに提出するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（決定通知）

第5条 市長は、補助金の交付を決定したときは、綾瀬市地域密着型サービス等整備費補助金（変更）交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付条件）

第6条 市長は、補助金の交付の決定に当たっては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によるものとする。
- (2) 補助事業の内容又は経費配分の変更をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費に100分の20を乗じた額以下の変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受

けなければならない。

- (5) 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。この場合において、証拠書類等の保存期間が満了しない間に補助事業者が解散し、又は死亡した場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は、市長）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。
- (6) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し又は効用の増加した財産で価格が30万円以上の機械、器具その他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (8) 市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、市長の指示によりその収入の全部又は一部を市に納付するものとする。
- (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (10) 補助事業者は、この補助金の交付と補助対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。
- (11) 前各号に掲げる他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

（変更等の承認）

第7条 前条第2号及び第3号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合は、綾瀬市地域密着型サービス等整備費補助金変更交付申請書（第5号様式）に所要額調書（第2号様式）、事業計画書（第3号様式）及び市長が必要と認める書類を添えて、又は綾瀬市地域密着型サービス等整備費補助金事業変更（中止、廃止）承認申請書（第6号様式）に変更の内容及び理由又は中止、廃止の内容及び理由を証明

する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(申請の取下げのできる期間)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、市長の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、綾瀬市地域密着型サービス等整備費補助金事業実施状況報告書(第7号様式)により市長に報告するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、綾瀬市地域密着型サービス等整備費補助金事業実績報告書(第8号様式)に精算額調書(第9号様式)、実績報告書(第10号様式)及び市長が必要と認める書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日(第6条第3号の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日)又は市長が別に定める期日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の事業実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を事業実績報告書に添えて提出しなければならない。

(補助額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、綾瀬市地域密着型サービス等整備費補助金交付額確定通知書(第11号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、綾瀬市地域密着型サービス等整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第12号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に

事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

2 前項の報告があった場合には、市長は当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(届出事項)

第13条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 所在地又は代表者氏名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、なお従前の例による。

（宛先）綾瀬市長

補助事業者 所在地
法人（団体）名
代表者氏名

綾瀬市地域密着型サービス等整備費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助事業名 介護施設等整備事業

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 所要額調書（第2号様式）
- (2) 事業計画書（第3号様式）
- (3) 当該事業に係る収支予算書の抄本
- (4) その他参考となる資料

【本件責任者及び担当者】※責任者と担当者が同じ場合は、責任者のみ記載

責任者(職・氏名)：

担当者(職・氏名)：

部署名：

部署名：

電話：

電話：

メール：

メール：

第1号様式（その2）（第4条関係）

役員等氏名一覧表

年 月 日現在

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日	性別	住所
代表者					

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意します。

団体名

代表者氏名

注 (1) 補助事業者が個人の場合、申請者について記載

(2) 補助事業者が法人の場合、代表者及び全ての役員について記載

(3) 補助事業者が法人格を持たない団体の場合、当該団体の代表者について記載

第2号様式（第4条、第7条関係）

所要額調書

補助事業者名

（単位：円）

補助事業名	区分	総事業費 A	寄付金その 他の収入額 B	差引額 (A－B) C	対象経費の 支出予定額 D	基準額 E	選定額 F	補助 基本額 G	補助 所要額 H	既交付 決定額 I	差引 補助金所要額 (H－I) J
介護施設等 整備事業	地域密着 型サービ ス等整備 事業					1,410,000					

- (注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。
- 2 G欄にはF欄の額を記載すること。
- 3 H欄にはG欄の額を記載すること。
- 4 G欄、H欄に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

様

綾瀬市長

印

綾瀬市地域密着型サービス等整備費補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度綾瀬市地域密着型サービス等整備費補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条（第9条）の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

- 1 補助金額 円
- 2 交付条件 綾瀬市地域密着型サービス等整備費補助金交付要綱第6条の規定による

（宛先）綾瀬市長

補助事業者 所在地
法人（団体）名
代表者氏名

綾瀬市地域密着型サービス等整備費補助金変更交付申請書

このことについて、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 補助事業名 介護施設等整備事業

- 2 変更交付申請額 円
（前回交付申請額 円）

- 3 添付書類
 - (1) 所要額調書（第2号様式）
 - (2) 事業計画書（第3号様式）
 - (3) 当該事業に係る収支予算書の抄本
 - (4) その他参考となる資料

【本件責任者及び担当者】※責任者と担当者が同じ場合は、責任者のみ記載

責任者（職・氏名）：

担当者（職・氏名）：

部署名：

部署名：

電話：

電話：

メール：

メール：

（宛先）綾瀬市長

補助事業者 所在地
法人（団体）名
代表者氏名

綾瀬市地域密着型サービス等整備費補助金事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付で交付決定があった介護施設等整備事業に係る補助事業について、次のとおり事業変更（中止、廃止）し、承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止、廃止）の内容

事業内容	変更（中止、廃止）前	変更（中止、廃止）後

2 変更（中止、廃止）の理由

【本件責任者及び担当者】※責任者と担当者が同じ場合は、責任者のみ記載

責任者（職・氏名）：

担当者（職・氏名）：

部署名：

部署名：

電話：

電話：

メール：

メール：

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

補助事業者 所在地
法人（団体）名
代表者氏名

綾瀬市地域密着型サービス等整備費補助金事業実施状況報告書

年 月 日に依頼のありました標記補助金について、綾瀬市地域密着型サービス等整備費補助金交付要綱第9条に基づき、年 月 日現在の補助事業の遂行状況について報告します。

1 事業名 介護施設等整備事業

2 補助事業の執行状況

着手

完了

3 補助事業経費の執行状況

交付決定額

精算見込額

【本件責任者及び担当者】※責任者と担当者が同じ場合は、責任者のみ記載

責任者（職・氏名）：

担当者（職・氏名）：

部署名：

部署名：

電話：

電話：

メール：

メール：

（宛先）綾瀬市長

補助事業者 所在地
法人（団体）名
代表者氏名

綾瀬市地域密着型サービス等整備費補助金事業実績報告書

年 月 日付で交付決定があった標記補助金について、次のとおり
関係書類を添えて報告します。

1 補助事業名 介護施設等整備事業

2 添付書類

- (1) 精算額調書（第9号様式）
- (2) 実績報告書（第10号様式）
- (3) 当該事業に係る収支決算（見込み）書の抄本
- (4) その他参考となる資料

【本件責任者及び担当者】※責任者と担当者が同じ場合は、責任者のみ記載

責任者（職・氏名）：

担当者（職・氏名）：

部署名：

部署名：

電話：

電話：

メール：

メール：

第9号様式（第10条関係）

精算額調書

補助事業者名

（単位：円）

補助事業名	区分	総事業費 A	寄付金その 他の収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費の 支出済額 D	基準額 E	選定額 F	補助 基本額 G	補助 所要額 H	既交付 決定額 I	差引 補助金所要額 (H-I) J
介護施設等 整備事業	地域密着 型サービス等整備 事業					1,410,000					

- (注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較していずれか少ない方の額を記載すること。
- 2 G欄にはF欄の額を記載すること。
- 3 H欄にはG欄の額を記載すること。
- 4 G欄、H欄に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

第11号様式（第11条関係）

年 月 日

様

綾瀬市長

印

綾瀬市地域密着型サービス等整備費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度綾瀬市地域密着型サービス等整備費補助金について、次のとおり補助金の額を確定したので、綾瀬市地域密着型サービス等整備費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

補助金額

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

補助事業者 所在地
法人（団体）名
代表者氏名

綾瀬市地域密着型サービス等整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた介護施設等整備事業に係る補助金の消費税及び地方消費税仕入控除税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- 1 補助金の額の確定額 円
- 2 消費税の申告の有無（どちらかを選択） 有 ・ 無
（2で「無」を選択の場合は以下不要）
- 3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） 一般課税・簡易課税
（3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要）
- 4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 円
- 5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 円
- 6 補助金返還相当額（5から4を差し引いた額） 円

7 添付書類

- (1) 3で一般課税に該当する場合、当該補助金に係る「消費税仕入控除税額の積算内訳」
- (2) 3で一般課税に該当する場合、税務署に提出した際の「消費税の確定申告書（控）の表紙」及び「付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) その他参考となる書類（別に定める様式等）

※補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

【本件責任者及び担当者】※責任者と担当者が同じ場合は、責任者のみ記載

責任者（職・氏名）： 担当者（職・氏名）：

部署名： 部署名：

電話： 電話：

メール： メール：